

桂坂けやき自治会 会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本自治会の名称は、桂坂けやき自治会（以下「本会」という）と称する。

【事務所の所在地】

第2条 本会の事務所を京都市西京区御陵大枝山町1丁目10番地の1「けやき会館」内に置く。

【目的】

第3条 本会は相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を図り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前項の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備、及び福利厚生に関すること。
- (2) 青少年の育成、及び補導に関すること。
- (3) 体育の振興、並びに文化、広報に関すること。
- (4) 保健・衛生、緑化等に関すること。
- (5) 防犯、防火・防災、交通安全、及び公害対策に関すること。
- (6) 会員の甲事に関すること。
- (7) 集会所（けやき会館）の管理・運営に関すること。
- (8) 市政、及び社会福祉事業の協力に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員・組織

【会員】

第5条 会員は、大枝山町1丁目、及び2丁目に居住している者とする。

【組織】

第6条 本会を次のように分ける。

- (1) 全体を1～8班に分ける。（7班は入居の状況により分割を行う）
- (2) 班の範囲は別紙のとおりとし、各班に班長1名を置く。

【役員】

第7条 会員の中から、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 総務 1名

【監査役】

第8条 会員の中から、監査役1名を置く。

【専門委員】

第9条 本会の円滑な運営のために、次の専門委員を置く。

- (1) 体育委員 若干名
- (2) 広報委員 若干名
- (3) 交通・防犯委員 若干名
- (4) 美化・保健委員 若干名
- (5) 子供会・防火委員 若干名
- (6) 少年補導委員 若干名

【役員等の任務】

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

1. 役員

- (1) 会長 本会を代表し、会の業務を統括すると共に、他の役員・専門委員・班長に特命事項を指示し、実行させる権限を有する。
- (2) 副会長 常に会長を補佐し、会長不在時には職務を代行する。
- (3) 会計 本会の会計事務を担当する。
- (4) 総務 本会の庶務事項を担当し、議事録等を作成・管理する。
また、「けやき会館」の管理を行う。

2. 監査役

本会の会計、財産目録を監査する。

3. 専門委員

- (1) 体育委員 会員の健康増進、親睦のために体育の振興を担当する。
桂坂体育振興会の支部担当として、年間の各事業に協力する。
- (2) 広報委員 市民・区民新聞、広報「桂坂」等の「お知らせ」を配布すると共に、広報「桂坂」の編集に協力する。また、必要に応じて文化活動を推進する。
- (3) 交通・防犯委員 公園を含む自治会内の街灯の点灯確認及び修理依頼を行うと共に、交通安全、防犯に関する活動を担当する。
- (4) 美化・保健委員 京都市からの保健衛生に関する通知事項を速やかに会員に連絡すると共に、地区の美化清掃や緑化、並びに衛生管理を担当する。
- (5) 子供会・防火委員 子供の健全育成のための活動、及び公園並びに「けやき会館」周辺の防火に関する活動を担当する。
- (6) 少年補導委員 桂坂学区の青少年の育成、補導を担当する。

4. 班長

自班の現状を把握し、入退去の報告、甲事があれば速やかに班員に連絡し、総務に届け出る。
また、会費や寄付金の徴収、領収書の配付、その他各戸宛の連絡を行う。
更に、専門委員を兼務する。

【役員・監査役・専門委員及び班長の選出方法】

第11条 本会の役員等は、次により選出する。

- (1) 次期会長は、会員の中から前期役員、次期役員のおすすめにより選出する。
- (2) 次期役員、班長は各班から推薦により選出する。役職は互選により決定し、総会で承認を得るものとする。
- (3) 次期監査役は、前期会計が行うものとする。

【役員・監査役・専門委員及び班長の任期】

第12条 本会の役員等の任期は次による。

- (1) 役員任期は定期総会より次期定期総会までの1年とし、再任を妨げない。
ただし、5年を限度とする。
- (2) 監査役、専門委員及び班長の任期は、定期総会より次期定期総会までの1年とする。

【委員の補佐】

第13条 各委員の任務は、役員が補佐する。

【役員・監査役・専門委員及び班長の報酬】

第14条 本会の役員等の報酬は無償とする。

第3章 会議

【総会】

第15条 総会は最高の決議機関であって、年1回、定期（3月下旬又は4月上旬）に開催する。

【総会の議長】

第16条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

【総会の成立と決議】

第17条 総会は会員（各住戸の代表）の2分の1以上の出席を以て成立し、議決は出席人員の過半数を以て決定する。但し総会に出席できない者は、その決議に従う旨の委任状を

提出するものとし、委任状はこれを以て総会成立のための出席者とみなす。
尚、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

【総会の議決事項】

第18条 総会の議決事項を次に示す。

- (1) 役員等の選出。
- (2) 事業報告、及び収支決算。
- (3) 事業計画、及び収支予算。
- (4) 会則等の制定、及び変更。
- (5) その他、本自治会に必要な重要事項。

【臨時総会】

第19条 臨時総会は、会長が必要に応じて招集・開催することができる。

【運営委員会】

第20条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員、専門委員、及び班長で構成し、役員会等で企画・立案された日常業務の具体化について検討し、実行に移す機関とする。運営委員会は定期及び臨時に開催するものとし、定期運営委員会は少なくとも隔月に1回は開催する。臨時運営委員会は会長が必要と認めたときに招集する。運営委員はこれらの会議に出席する責任を負う。不都合の場合には他の運営委員に委任又は代理を立てる等の努力を行う。やむを得ず欠席する場合には会長に連絡をする。

【役員会】

第21条 役員会は役員（監査役を除く）で構成し、本会の執行機関であって、本会の目的に沿って日常業務を企画・立案し、これを執行する。また、役員会は会長が招集する。

【顧問】

第22条 役員会が必要と認めたときは、前役員の中から若干名の顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会計

【会計の種類及び収入収支】

第23条 本会の会計を一般会計と特別会計に分ける。
一般会計は、会費、臨時会費、寄付金とその他の収入を以てこれに充て、本会の事業達成のため予算によって運用する。
特別会計とは、自治会基金（1住戸当たり3万円）とその他の収入を以てこれに充て、将来の自治会館の修理費、その他役員会、運営委員会で特別に必要と認められ、総会にて決議された事項を予算によって運営する。

【会費】

第24条 本会の会費は、1会員（1住戸）当たり1箇月800円とし、4月頃（前期分）と10月頃（後期分）の2期に分けて班長が徴収し、会計へ納入する。途中入居者については、初回は入居翌月分から当該残存期間分をまとめて徴収する。途中退居者については、会費徴収時において既に退居が予定されている場合に限り、退居月を含むそれ迄の会費を徴収する。

【不返還の原則】

第25条 会費、臨時会費等、既に納付された収納金は原則として返還しない。

【慶弔、その他】

第26条

1. 慶弔金を次のように定める。
 - (1) 会員の死亡については櫛一對又は金1万円をお供えする。
 - (2) 住宅災害

イ. 火災：半焼以上	金1万円
ロ. 破壊：半壊以上	金1万円
2. 寸志及び友誼団体等の慶弔については役員会が決定する。

3. 遺族の希望があれば、当該班の運営委員を始めとして葬儀の手伝いをする。

【会計年度】

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以て終わる。

【会費の保管、及び会計帳簿】

第28条 徴収済みの会費は、会計が金融機関に預け入れるものとする。
本会の会計を明らかにするため、現金出納簿、会費徴収台帳等を備え、会計がこれを管理する。

【会計監査】

第29条 会計監査は毎年1回、年度内会計の終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。

- (1) 収支に関する決算書類
- (2) 事業報告
- (3) 財産目録
- (4) その他必要書類

役員会は、総会の議決を得た決算報告書を、全ての会員に公表しなければならない。

第5章 雑則

【けやき会館使用規則】

第30条 けやき会館使用規則は、別にこれを定める。

【帳簿等の閲覧】

第31条 本会に下記の書類を備え、会員は役員を通じて常に閲覧できるものとする。但し、その際に知り得た情報等については、本会の活動のみで利用できるものとし、原則として、他のいかなる目的でも利用できないものとする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿、役員名簿、関連団体名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 備品明細書、財産目録
- (5) 議事録等、その他必要書類

役員は、これらの書類を善管注意義務を以て管理しなければならない。

附則

本会則は平成19年4月1日より施行する。

申し合わせ事項

1. 少年補導委員 の任期は2年とする。但し、2年目は側面的協力とする。
2. 役員、専門委員、班長が任期途中で転居する等、やむを得ず離任する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 離任が4月～9月の場合 : 離任者が後任を決め、会長に報告する。
 - (2) 離任が10月～3月の場合 : 欠員のままとする。但し、離任が班長の場合には、当該班の専門委員又は役員が班長を兼務する。
3. 役員の内、会長、副会長、会計は、「桂坂 第10, 11, 12地区 建築協定」の役員を兼ねることを原則とする。建築協定役員の内、委員長、副委員長、委員の任期はそれぞれ2年とする。但し2年目は委員として参画する。